

地理的表示に関する
インドネシア共和国
法務・人権大臣規則
2019年12号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は

商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号第 55 条(2)項、第 60 条および第 71 条(5)項の規定を履行するため、地理的表示に関する法務・人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

- 1.省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、官報補遺 4916 号）；
- 2.商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報補遺 5953 号）；
- 3.最後の改正がインドネシア共和国法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と率に関する政令 2014 年 45 号の 4 度目の改正に関する政令 2019 年 28 号（インドネシア共和国官報 2019 年 71 号、官報補遺 6335 号）で行われた、インドネシア共和国法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と率に関する政令 2014 年 45 号（インドネシア共和国官報 2014 年 125 号、官報補遺 5541 号）；
- 4.法務・人権省に関する大統領規則 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
- 5.最後の改正がインドネシア共和国法務・人権省の組織と作業手順に関する法務・人権大臣規則 2015 年 29 号の 3 度目の改正に関する法務・人権大臣規則 2018 年 24 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1135 号）で行われた、インドネシア共和国法務・人権省の組織と作業手順に関する法務・人権大臣規則 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）

を考慮し、

地理的表示に関する法務・人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 章
総則

第 1 条

本大臣規則では用語を以下のように定義する：

- 1.地理的表示とは、自然要因、人的要因、またはその2つの要因の組み合わせを含む地理環境要因が生み出される物品および/あるいは製品に特定の評価、品質および性質を与えるため、物品および/あるいは製品の原産地を示す表示である。
- 2.地理的表示に対する権利とは、地理的表示保護を与える根拠となる評価、品質および性質が存在している限りにおいて、国が登録された地理的表示の権利者に与える排他的権利である。
- 3.申請とは、大臣に提出される地理的表示登録の要請である。
- 4.申請人とは、地理的表示申請を提出する特定地域の社会を代表する機関および/あるいは地方政府である。
- 5.代理人とは、インドネシア共和国領域内に居住する、または居所を置く知的財産権コンサルタントである。
- 6.地理的表示専門チームとは、全国の地理的表示の登録、変更、取消、技術的育成および/あるいは監督に関して、地理的表示の明細書の評価を行い、大臣に意見/推薦を与える専門性を有する者からなるチームである。
- 7.地理的表示の明細書とは、地理的表示が申請される物品および/あるいは製品の地理的要因に関して、物品および/あるいは製品の評価、品質および性質を含む情報を記載した書類である。
- 8.提出日とは、知的財産総局に申請提出が行われた日である。
- 9.受理日とは、最低要件を満たして申請が受理された日である。
- 10.送付日とは、郵便の消印日および/あるいは電子メールの送信日である。
- 11.地理的表示公報とは、大臣が電子的および/あるいは非電子的手段を通じて発行し、地理的表示に関する規定を掲載する公式のメディアである。
- 12.地理的表示の監督とは、地理的表示が登録された物品の評価、品質および性質に対する監視である。
- 13.国際条約とは、一定の形式および名称において、書面で作成され、公法において権利と義務を生じさせる国際法で定められた条約である。
- 14.大臣とは法務分野の行政業務を担当する大臣である。
- 15.日とは労働日である。

第2条

地理的表示は、地理的表示が大臣により登録された後に保護される。

第II章

地理的表示登録の要件と手続

第一部

申請要件

第3条

- (1)第2条で定められた保護を得るために、申請人は大臣に申請を提出しなければならない。
- (2)申請は申請人またはその代理人がインドネシア語でフォームに記入することで提出される。
- (3)(1)項で定められた申請には、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (4)(1)項で定められた申請フォームには少なくとも以下を記載する：
- a.申請の年月日；
 - b.申請人の氏名と住所；
 - c.申請が代理人を通じて行われる場合、代理人のフルネームと住所；
 - d.地理的表示の名称；
 - e.物品名；および
 - f.地理的表示の翻訳、翻字およびラベル
- (5)(1)項で定められた申請の提出においては以下を添付しなければならない：
- a.申請費用の支払証明；
 - b.最小 2x2 センチ、最大 9x9 センチの寸法の地理的表示ラベル 2 枚；
 - c.地理的表示の明細書の概略または要約；
 - d.地理的表示申請が外国に由来する場合、原産国での承認および/あるいは登録に関する正式な証書または証拠文書の写し；
 - e.申請が代理人を通じて行われる場合、委任状；
 - f.地理的表示の明細書；および
 - g.b から f の電子書類
- (6)(4)項 f で定められた地理的表示の明細書は以下からなる（訳注：原文ママ。明細書に触れているのは(5)項 f）；
- a.登録申請される地理的表示申請のデータ；
 - b.登録申請される地理的表示の名称；
 - c.地理的表示により保護される製品名；
 - d.特定の物品と同一分類の他の物品を差別化する性質および品質に関する説明；
 - e.地理的表示および自然要因と人的要因が生み出される物品の品質または性質に対する影響を与える不可分のものであることの説明；
 - f.地理的表示によりカバーされる地域の境界および/あるいは地図に関する説明；
 - g.地理的表示に関する地域住民の主張を含む、その地域で生み出される物品を特徴づける、地理的表示製品に関する歴史と伝統についての簡潔な説明；
 - h.その地域の全ての製造者が製造、加工または作成できるように、用いられている製造プロセス、加工プロセスおよび作成プロセスを明らかにする説明；
 - i.生み出された物品の品質検査に用いられる方法に関する説明；および
 - j.物品に用いられ、地理的表示を記載するラベル
- (7)地理的表示登録申請のフォームと地理的表示明細書の記述方法は、本大臣規則の不可分な一部である添付書類 I（訳注：オンライン申請システムで入力）に掲載する。

第 2 部 申請手続

第 4 条

第 3 条で定められた申請は以下の方法で行うことができる：

- a. 電子的；あるいは
- b. 非電子的

第 5 条

- (1) 第 4 条 a で定められた電子的方法による申請は、知的財産総局の公式ウェブサイトを通じて行われる。
- (2)(1) 項で定められた申請の提出において、申請人は電子的に第 3 条(4) 項で定められたフォームに記入しなければならない。
- (3)(2) 項で定められたフォーム記入の他、申請人は第 3 条(5) 項 a から f で定められた書類をアップロードしなければならない。

第 6 条

- (1) 第 4 条 b 項で定められた非電子的方法による申請は、フォームに記入することにより書面で提出される。
- (2)(1) 項で定められたフォームは、申請人または代理人が 2 部を作成する。
- (3)(1) 項で定められた申請の提出において、申請人は第 3 条(5) 項 a から f で定められた書類を添付しなければならない。

第 7 条

- (1) 全ての申請に対して審査を行う義務がある。
- (2)(1) 項で定められた審査は、第 3 条で定められた申請フォームと書類具備に対して行われる。
- (3)(2) 項で定められた審査は申請提出日から遅くとも 30 日の期間内に行われる。

第 8 条

- (1) 第 7 条で定められた審査結果で要件書類の具備に不足があった場合、大臣は書面で申請人に補完するよう通知する。
- (2) 申請人は遅くとも要件書類の不備通知書の送付日から 3 ヶ月の期間内に、(1) 項で定められた要件書類を具備する義務がある。
- (3)(2) 項で定められた期間内に申請人は要件書類を揃えられない場合、申請は撤回されたものとみなされる。

第 9 条

- (1) 第 7 条で定められた審査結果で不備がないことが宣言された場合、申請に受理日が与えられる。

- (2)大臣は(1)項で定められた受理日から最長 15 日の期間、地理的表示公報で申請を公開する。
- (3)(2)項で定められた地理的表示公報における申請公開は 2 ヶ月行われる。

第 10 条

- (1)第 9 条(2)項で定められた公開期間中、全ての利害関係者は当該の申請に対する不服を書面で大臣に提出できる。
- (2)(1)項で定められた不服の提出は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (3)(1)項で定められた不服には、申請は登録できない、または却下されることの十分な証拠を添えた理由を記載する。
- (4)(2)項で定められた不服が出た場合、大臣は不服書類の受理日から遅くとも 14 日以内に申請人または代理人に不服書類の写しを送付する。
- (5)不服書類の写しの送付日から遅くとも 2 ヶ月の期間中、申請人または代理人は(2)項で定められた不服に対する反論を大臣に伝えることができる。

第 11 条

- (1)大臣は公開終了から遅くとも 10 日の期間内に、申請人に実体審査申請を提出するよう通知する。
- (2)(1)項で定められた実体審査申請は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。

第 3 部

実体審査

第 12 条

- (1)実体審査申請は、申請人またはその代理人がインドネシア語で申請フォーム 2 部に記入することで提出される。
- (2)(1)項で定められた実体審査申請は、大臣による実体審査通知書の送付日から遅くとも 60 日以内に提出する。
- (3)(1)項で定められた地理的表示の実体審査申請フォームは、本大臣規則の不可分な一部である添付書類 II（訳注：オンライン申請システムで入力）に掲載する。

第 13 条

- (1)申請人が第 11 条で定められた期間内に実体審査申請を提出しない場合、申請は撤回されたとみなされる。
- (2)大臣は申請が(1)項で定められた撤回とみなされたことを書面で申請人またはその代理人に通知する。

第 14 条

- (1)実体審査は地理的表示専門チームにより行われる。
- (2)実体審査は、申請人が実体審査申請を提出し、費用を支払った場合に行われる。
- (3)(1)項で定められた実体審査を行う際、地理的表示専門チームは全ての不服および/あるいは反論を考慮する。
- (4)(1)項で定められた地理的表示専門チームは、大臣が定める。
- (5)(1)項で定められた実体審査は、遅くとも実体審査申請が受理を宣言された日から 150 日の期間内に行われる。

第 15 条

- (1)第 14 条(1)項で定められた実体審査を行う際、地理的表示専門チームは地理的表示明細書の評価を行う。
- (2)国内の地理的表示申請の地理的表示明細書の評価を行う場合、地理的表示明細書と現地の実情との間の一致を評価するため、その地理的表示製品の原産地への訪問を行う。
- (3)申請の評価が第 3 条で定められた登録規定を満たした場合、地理的表示専門チームはかかる地理的表示を登録し、地理的表示公報で公開するよう大臣に提言する。
- (4)申請が(3)項で定められた規定を満たした場合、大臣は申請は登録を承認され、地理的表示公報で公開されるという決定を行う。
- (5)登録された地理的表示は公有へと変更することはできない。

第 16 条

- (1)第 15 条(5)項で定められた登録された地理的表示に対して、全ての利害関係者は大臣に地理的表示の使用登記申請を提出することができる。
- (2)(1)項で定められた申請は以下を添付し、フォームに記入することにより行われる：
 - a.地理的表示使用登記申請費用の支払証明；
 - b.地理的表示の権利者による推薦；
 - c.申請が代理人を通じて行われる場合、委任状；
 - d.登録された地理的表示の証書の写し；および
 - e.申請者による書類の真正性の宣誓書
- (3)(1)項で定められた申請は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (4)(2)項で定められた要件具備後遅くとも 20 日の期間内に、大臣は受理日を与え、2 ヶ月間地理的表示公報で公開する。
- (5)地理的表示の使用登記が(4)項で定められた公開期間を過ぎた場合、大臣は地理的表示使用者公報に地理的表示使用者として申請人を登記し、地理的表示使用者の標章を与える。
- (6)地理的表示使用フォームは、本大臣規則の不可分な一部である添付書類 III（訳注：原文は <https://dgip.go.id/unduh/formulir?kategori=indikasi-geografis>、翻訳は末尾を参照）に掲載する。

第 17 条

- (1) 地理的表示専門チームが申請を拒絶するとの意見の場合、地理的表示専門チームの提案から遅くとも 30 日の期間内に、大臣は申請人に、または代理人を通じて理由を述べて書面で通知する。
- (2)(1) 項で定められた通知書の受理から最長で 3 ヶ月の期間中、申請人またはその代理人は理由を述べて拒絶に対する意見を提出することができる。
- (3)(2) 項で定められた期間中に申請人またはその代理人が意見を提出しなかった場合、大臣はその申請の拒絶を決定する。
- (4) 申請人またはその代理人が(2) 項で定められた拒絶に対する意見を提出した場合、大臣は拒絶に対する意見を受け取ってから遅くとも 30 日の期間内に地理的表示専門チームにその拒絶に対する意見を伝える。
- (5) 拒絶に対する意見が受け入れられる場合、地理的表示専門チームは申請は登録され、地理的表示公報で公開されるよう提案する。
- (6) 拒絶に対する意見が受け入れられない場合、地理的表示専門チームは大臣に拒絶するよう提案する。
- (7)(3) 項および(6) 項で定められた拒絶は、理由を述べて申請人またはその代理人に書面で通知される。
- (8)(7) 項で定められた拒絶に対して、申請人またはその代理人は商標審判委員会に不服を申し立てることができる。

第 III 章

外国の地理的表示登録

第 18 条

外国の地理的表示登録は以下に基づいて行うことができる：

- a. 外国からの申請；あるいは
- b. 国際条約

第 1 部

外国からの申請

第 19 条

- (1) インドネシア共和国の領域外に居住する、または恒久的居所を有する申請人により提出された申請は、代理人を通じて提出する義務がある。
- (2)(1) 項で定められた申請はその地理的表示が原産国で有効な規定に従って承認を得ている、および/あるいは登録されている場合にのみ登録できる。
- (3) 第 5 条で定められた申請要件についての規定は、外国からの申請に対しても適用される。
- (4)(3) 項で定められた申請要件の他に、外国からの地理的表示の申請はインドネシア語と英語の地

理的表示明細書を具備しなければならない。

(5)申請と(4)項で定められた地理的表示明細書に対して、方式審査が行われる。

(6)第 6 条から第 11 条で定められた地理的表示登録申請に関する規定は、必要な変更を加えれば外国からの地理的表示登録申請に対しても適用される。

第 20 条

第 21 条(5)項（原文ママ。21 条に(5)項はない。19 条(5)項か）で定められた審査結果に基づいて、申請に不備がないことが宣言され、既に公開期間を過ぎている場合、大臣は実体審査申請を提出し、費用を支払うよう代理人を通じて申請人に通知する。

第 21 条

(1)外国からの申請が第 19 条および第 20 条で定められた規定を満たす場合、地理的表示専門チームは実体審査を行う。

(2)第 14 条および第 15 条で定められた実体審査に関する規定は、必要な変更を加えれば外国からの地理的表示登録申請に対する実体審査にも適用される。

第 22 条

(1)地理的表示申請が受理された場合、大臣は地理的表示公報で公開する。

(2)(1)項の規定に基づいて登録された、申請プロセスを通じた外国からの地理的表示は、原産国で保護が行われている限り、保護が与えられる。

第 2 部

国際条約

第 23 条

(1)外国からの地理的表示登録は、インドネシア共和国と他国および/あるいは複数の他国との間の国際条約に基づいて行うことができる。

(2)(1)項で定められた条約は、二国間または多国間のものである。

(3)(1)項で定められた国際条約に基づく地理的表示登録は、以下の事項に留意して行われる：

a.インドネシア共和国で適用されている法令に基づいた条約の合法性；および

b.原産国で登録されている/承認されている地理的表示リストの交換提案

(4)(3)項 b で定められた地理的表示リストの交換は、両当事者の合意を通じなければならない。

第 24 条

(1)国際条約の交渉において提出された地理的表示リストに対しては審査が行われる。

(2)(1)項で定められた審査は地理的表示専門チームが行う。

(3)(1)項で定められた審査は、商標および地理的表示に関する法律第 56 条および第 58 条の規定に基づいて行われる。

- (4)(2)項で定められた地理的表示専門チームによる審査は、以下に対して行われる：
- a.地理的表示製品の技術的仕様；および
 - b.原産国での承認および/あるいは登録に関する正式な証書または証拠書類の写し
- (5)地理的表示公報で公開するために、地理的表示専門チームは(4)項で定められた審査結果を大臣に伝える。
- (6)(5)項で定められた地理的表示公報での公開は、2ヶ月の期間行われる。

第 25 条

- (1)第 24 条(6)項で定められた公開期間中、全ての利害関係者は費用を払って書面による不服を大臣に提出できる。
- (2)(1)項で定められた不服は申請が以下の理由により登録できない、または拒絶されるべきであることの十分な証拠を添えた理由を記載する：
- a.国家イデオロギー、法令の規定、倫理、宗教、道徳、公共秩序に反する；
 - b.一般名、植物品種名または動物品種名と同一であり、消費者にその製品の由来を誤解させ得る；あるいは
 - c.インドネシアで既に保護されている地理的表示の名称と全部または一部が同音異義語である。
- (3)地理的表示専門チームは、(2)項で定められた評価根拠により申し立てられた不服を評価する。
- (4)専門チームは交渉担当官（訳注：juru runding 和平交渉のような国家的問題の交渉を行う政府高官のこと）側または同種の他の名の者に引き継ぐため、大臣にその評価結果を伝える。
- (5)地理的表示リストが国際条約を通じて既に合意されている場合、大臣はその国際条約がインドネシアで有効となった時点で、地理的表示リストは登録を承認され、地理的表示公報で公開されることを決定する。
- (6)不服が受けいられる、または拒絶される場合、大臣は不服を申し立てた者に通知書の写しを送付する。

第 26 条

- (1)国際条約の仕組を通じた地理的表示の保護は、以下の場合に終了する：
- a.原産国での地理的表示保護期間の終了；あるいは
 - b.その国際条約で他に宣言された場合を除いて国際条約の終了
- (2)(1)項で定められた地理的表示保護の終了の際、当該の地理的表示の登録は抹消され、地理的表示公報で公開される。

第 IV 章

地理的表示専門チーム

第 1 部

メンバーの任命と組織構成

第 27 条

(1)地理的表示専門チームは以下からなる：

- a.メンバーを兼任するリーダー1人；
- b.メンバーを兼任する副リーダー1人；および
- c.メンバーとなる地理的表示分野の専門家

(2)(1)項で定められた地理的表示チームのメンバーは最大で 15 人であり、以下からなる：

- a.大臣の代理人；
- b.農業、漁業、工業、商業の問題を担当する省および/あるいはその他の関係する省の代表者；
- c.製品の品質に対する監督および/あるいは試験を行う権限を有する機関または団体の代表者；
および/あるいは
- d.技能を有する他の専門家

(3)(1)項で定められた地理的表示専門チームは専門性に基づいて業務を行う。

第 28 条

(1)第 27 条(2)項で定められた地理的表示専門チームのメンバーは、以下の要件を満たさなければならない：

- a.インドネシア国籍；
- b.インドネシア共和国領域に居住する；
- c.唯一神を信仰する；
- d.心身が健康である；
- e.外国語の能力がある；
- f.地理的表示に関する法令を理解している；および
- g.農業、畜産業、漁業、工業、法律、商業および/あるいはその他の専門分野の知識、専門性および/あるいは最低 10 年の経験がある。

(2)(1)項で定められた要件は以下の書類を添付して証明する：

- a.住民登録カードまたは正式な他の証拠の写し；
- b.心身の健康証明書；
- c.履歴書；
- d.最新のカラールの証明写真；および
- e.第 27 条(2)項 a、b、c で定められた関連機関による許可書または指示書

第 29 条

(1)地理的表示専門チームのメンバーは、知的財産総局長の提案により大臣が任命および解任する。

(2)(1)項で定められた地理的表示専門チームの任期は 5 年で、次の任期に 1 回再任できる。

(3)リーダーと副リーダーは地理的表示専門チームの中から、地理的表示専門チームのメンバーにより選出される。

(4)(3)項で定められた地理的表示専門チームのリーダーと副リーダーの選出は、協議により行われる。

- (5)(4)項で定められた協議が合意に至らない場合、最多得票による投票で選出を行う。
- (6)選出された地理的表示専門チームのリーダーと副リーダーは、大臣決定により定められる。

第 30 条

- (1)地理的表示専門チームのメンバー資格は以下の場合に終了する：
- a.死亡した；
 - b.自己都合により辞任した；
 - c.インドネシア共和国の領域外に居住した；
 - d.医師の証明書により証明された連続 6 ヶ月の心身の病気；
 - e.地理的表示専門チームの任期の終了；
 - f.職務を行うことができない、または不適当な行為を行ったことにより解任された；および/あるいは
 - g.最低 5 年の禁錮刑が科され得る犯罪を行った
- (2)(1)項で定められた規定に基づいて解任されたチームのメンバーが出た場合、同様の専門性を有する新メンバーを任命できる。

第 31 条

- (1)地理的表示専門チームのリーダーが第 30 条(1)項 a、b、c、d、f または g で定められたようにメンバー資格が終了した場合、地理的表示専門チームの副リーダーが残り任期の間、地理的表示専門チームのリーダーとなる。
- (2)地理的表示専門チームの副リーダーが第 30 条(1)項 a、b、c、d、f または g で定められたようにメンバー資格が終了した場合、地理的表示専門チームのリーダーが残り任期の間、地理的表示専門チームの副リーダーとなるようメンバーを指名する。
- (3)地理的表示専門チームのリーダーと副リーダーが同時に第 30 条(1)項 a、b、c、d、f または g で定められたようにメンバー資格が終了した場合、メンバーは直ちに残り任期の間の地理的表示専門チームのリーダーと副リーダーを選出し、提案する。
- (4)(1)項から(3)項で定められたリーダーおよび/あるいは副リーダーの選出と決定には、第 29 条(4)項から(6)項で定められた規定が適用される。

第 2 部

職務と機能

第 32 条

- (1)地理的表示専門チームは以下の職務と機能を有する：
- a.地理的表示明細書の審査と評価を行う；
 - b.地理的表示製品の技術仕様および国際条約申請の場合、原産国での承認および/あるいは登録に関する正式な証書または証拠文書の写しに対する審査、検証および評価を行う。
 - c.登録、拒絶、変更および/あるいは取消に関して大臣に意見および/あるいは推薦を行う；およ

び

d.インドネシア共和国領域で登録された地理的表示の使用に対する監督を行う。

(2)(1)項で定められた職務と機能を行う際、地理的表示専門チームは、専門性に基づいたメンバー資格による評価技術チームの補助を受ける。

(3)(2)項で定められた評価技術チームは、地理的表示専門チームが指定する。

第 IV 章

地理的表示の監督

第 33 条

地理的表示の監督は以下のために行われる：

- a.地理的表示交付の根拠となる評価、品質および性質が変わらずに存在することを保証する；
および
- b.不正な地理的表示使用を避ける

第 34 条

(1)第 33 条で定められた地理的表示の監督は、その権限に応じて中央政府と地方政府が行う。

(2)(1)項で定められた地理的表示の監督は市民が行うこともできる。

第 35 条

(1)第 34 条(1)項で定められた中央政府による地理的表示の監督を行うために、大臣は地理的表示監督チームを設置する。

(2)地理的表示監督チームは以下の要素からなる：

- a.地理的表示専門チーム；および
- b.監督する地理的表示製品に応じた技能を有する専門家

(3)(2)項で定められたチームが出した地理的表示監督結果は、評価、品質、性質および地理的表示の正当な使用に関する報告書の形で地理的表示専門チームの会議に提出される。

(4)(3)項で定められた地理的表示専門チームの会議の結果は、大臣への推薦の形になり得る。

(5)大臣は地理的表示の権利者および/あるいは地方政府に推薦を伝える。

(6)(4)項で定められた推薦は以下の形を取り得る：

- a.評価、品質および性質に関する意見および改善；
- b.評価、品質および性質に関連しない明細書の改善；および/あるいは
- c.不正な地理的表示使用の有無

(7)地理的表示の権利者が(6)項 a で定められた推薦の事後措置を行わない場合、大臣は地理的表示の取消を検討できる。

第 36 条

(1)地理的表示の監督が地方政府により行われる場合、関連する地理的表示を担当する地方機関の

人員により監督が行われる。

- (2)(1)項で定められた地理的表示の監督結果は、地理的表示専門チームに引き継ぐため大臣に伝えられる。
- (3)(2)項で定められた地理的表示監督結果は、評価、品質、性質および地理的表示の正当な使用に関する報告書の形をとる。
- (4) 地方政府により行われた地理的表示監督結果に基づいて、地理的表示専門チームは検討会議を行う。
- (5)(4)項で定められた地理的表示専門チームの会議結果は、第 35 条(6)項で定められた大臣への推薦に掲載することができる。
- (6) 大臣は地理的表示の権利者および/あるいは地方政府に推薦を伝える。
- (7) 地理的表示の権利者が第 35 条(6)項 a で定められた推薦の事後措置を行わない場合、大臣は地理的表示の取消を検討できる。

第 37 条

- (1) 以下の疑いがある場合：
 - a. 地理的表示交付の根拠となる評価、品質および性質と地理的表示明細書の間不一致がある；および/あるいは
 - b. 地理的表示の濫用市民は証拠を添えて大臣に報告を提出できる。
- (2) 大臣は(1)項で定められた市民の報告を地理的表示専門チームに届ける。
- (3)(2)項で定められた市民の報告の結果に基づいて、地理的表示専門チームは検証と検討会議を行う。
- (4)(3)項で定められた地理的表示専門チームの会議結果は、第 35 条(6)項で定められた大臣への推薦に掲載することができる。
- (5) 大臣は地理的表示の権利者および/あるいは地方政府に推薦を伝える。
- (6) 地理的表示の権利者が第 35 条(6)項 a で定められた推薦の事後措置を行わない場合、大臣は地理的表示の取消を検討できる。

第 V 章 雑則

第 38 条

- (1) 標章が既に商標として登録されている場合、大臣はその標章が地理的表示として登録されてから 2 年の期間の経過後、同一の物品種類の全部または一部に対してその商標登録を取り消し、また削除する。
- (2)(1)項で定められた商標登録の取り消しと削除は、地理的表示の所持者の承認が得られた場合を除いて、登録が 5 年未満の商標に対してのみ行うことができる。

第 VI 章
移行規定

第 39 条

本大臣規則の施行前に提出され、手続中の地理的表示の登録申請は、地理的表示に関する政令 2007 年 51 号に基づいて処理される。

第 VII 章
終末規定

第 40 条

本大臣規則は法制化の日から施行される。

すべての者が知ることができるよう、本大臣規則の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定
2019 年 6 月 19 日
インドネシア共和国
法務・人権大臣
署名
YASONNA H.LAOLY

ジャカルタにて法制化
2019 年 6 月 25 日
インドネシア共和国
法務・人権大省
法令総局長
署名
WIDODO EKATJAHJANA

インドネシア共和国法務・人権省
知的財産総局

地理的表示使用者の登録申請フォーム

申請人の氏名 :
住所 ¹⁾ :
電話/FAX :

担当官の記入欄：
提出日：
受領日：
アジェンダ番号：

地理的表示の登録申請を提出する。

外交代表/知的財産コンサルタントを通じた申請

外交代表の氏名 :
外交代表の住所 :
知的財産コンサルタントの氏名 :
住所 :
知的財産コンサルタントの番号 :

地理的表示の名称：

物品/製品の種類：

添付書類 ²⁾：

- a. 地理的表示の証書のコピー
- b. 登録された地理的表示の所持者からの許可書
- c. 特別委任状（知的財産コンサルタント/外交代表を通じて申請する場合）
- d. 支払証明

さらなる手続きのため、本地理的表示の登録申請をここに提出する。

提出者
申請人/代理人^{*}

備考：

1. 正式な住所/連絡先とする。
2. (a) 知的財産総局の認証を受けた地理的表示の証書のコピーとする。

(b) 登録された地理的表示の所持者からの許可書は、収入印紙を貼付した紙に作成する。

フォーム番号 003/IG/HKI/2007